

大阪市立環境科学研究センター条例案

(設置)

第1条 本市に環境科学研究センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大阪市立環境科学研究センター

位 置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目的及び業務)

第2条 センターは、生活環境の保全を図り、もって健康の維持及び増進に寄与することを目的とし、次に掲げる業務を処理する。

(1) 調査及び研究

ア 環境保全に関する調査及び研究

イ その他環境科学に関する調査及び研究

(2) 試験、検査及び鑑定

ア 空気、水、土壌等に関する試験、検査及び鑑定

イ その他環境科学に関する試験、検査及び鑑定

(3) 研修及び指導

ア 本市関係職員等に対する環境科学に関する技術的研修及び指導

イ 環境科学に関する試験検査施設に対する技術的指導

(4) 情報の解析及び提供

ア 試験及び検査に関する情報の収集及び解析

イ 環境科学に関する情報の提供

ウ その他環境科学に関する文献及び資料の収集及び解析

(依頼)

第3条 本市住民及び本市に事務所を有する法人、組合その他の団体（以下「本市住

民及び法人等」という。)は、センターに前条第1号及び第2号に規定する事項について調査、研究、試験、検査又は鑑定を依頼することができる。

2 前項の規定による依頼があった場合において、やむを得ない事由により調査、研究、試験、検査又は鑑定を行うことができないとき又は行う必要がないと認められるときは、依頼を承諾しないことがある。

3 市長が特別の事情があると認めるときは、本市住民及び法人等以外の者に対しても、第1項に掲げる事項の依頼を承諾することがある。

(使用料)

第4条 前条第1項の規定による依頼をしようとする者は、次に掲げる金額の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 調査又は研究 1件 100,000円

(2) 試験、検査又は鑑定 1件 180,000円

2 特殊な設備又は過大な費用若しくは手数を要するため前項各号の規定により難しい場合の使用料については、その都度市長が定める。

(手数料)

第5条 第3条第1項の規定による依頼をした者が当該依頼事項に係る証明書の交付を請求するときは、1通につき1,000円以内で市長が定める額の手数料を納付しなければならない。

(本市住民及び法人等以外の者の使用料等)

第6条 本市住民及び法人等以外の者が、第3条第3項の規定に基づく依頼を承諾されたときは、第4条の規定による使用料又は前条の規定による手数料の額の3割増しの範囲内において市長が定める額の使用料又は手数料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、前2条の規定による額の使用料又は手数料を納付すれば足りる。

(使用料等の納付)

第7条 使用料及び手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由

があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第8条 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(使用料等の還付)

第9条 既納の使用料又は手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例（平成 年大阪市条例第 号）の施行の日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

環境科学研究センターを設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。